

東海市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに  
公布する。

令和8年3月31日

東海市議会議長 北 川 明 夫

東海市議会規程第2号

東海市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規  
程

東海市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年東海市議会規程第1  
号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第12条第3項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なる  
ものとなるように記載された議長が別に定める文字、番号、記号その他の符号」を「第  
201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。